

社会資本総合整備計画

はしもと し ち い き じゅう た く せ い び け い か く だ い かい へん こう
橋本市地域住宅整備計画(第2回変更)

はしもと し
橋本市

平成28年9月

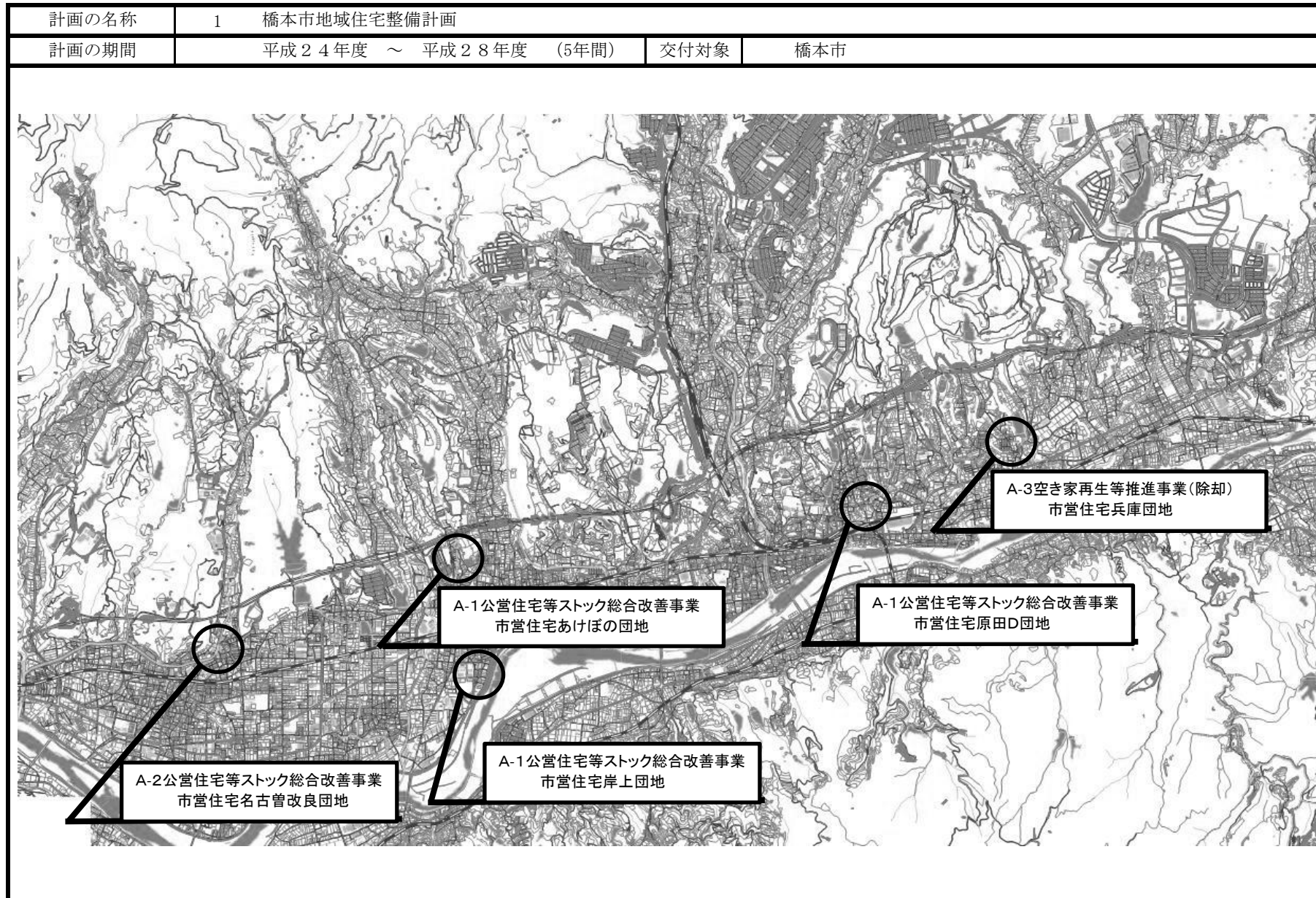
社会資本総合整備計画

平成28年 9月26日

計画の名称	1 橋本市地域住宅整備計画							重点計画の該当								
計画の期間	平成24年度 ～ 平成28年度 (5年間)			交付対象	和歌山県 橋本市											
計画の目標	市営住宅の長寿命化修繕や用途廃止による除却を行い、安全で快適に居住できる住宅環境を実現する。															
計画の成果目標 (定量的指標)	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の長寿命化の割合 長寿命化計画に用途廃止団地と位置づけた団地における用途廃止戸数の割合 															
定量的指標の定義及び算定式						定量的指標の現況値及び目標値			備考							
						当初現況値 (H24当初)	中間目標値	最終目標値 (H28末)								
	市営住宅の長寿命化の割合 (長寿命化計画に基づく長寿命化修繕完了戸数/市営住宅総戸数)					0%		15%								
	長寿命化計画に用途廃止団地と位置づけた団地における用途廃止戸数の割合 (長寿命化計画に基づく用途廃止完了戸数/市営住宅用途廃止計画総戸数)					2%		10%								
全体事業費	合計 (A+B+C)	254百万円	A	254百万円	B	百万円	C	百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	0%						
交付対象事業																
A 基幹事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	個別施設計画策定状況	備考
									H24	H25	H26	H27	H28			
A-1	住宅	一般	橋本市	直接	橋本市	地域住宅計画に基づく事業	公営住宅等ストック総合改善事業	橋本市						202	策定済	
A-2	住宅	一般	橋本市	直接	橋本市	地域住宅計画に基づく事業	改良住宅ストック総合改善事業	橋本市						50	策定済	
A-3	住宅	一般	橋本市	直接	橋本市	地域住宅計画に基づく事業	空き家再生等推進事業 (除却)	橋本市						2	策定済	
合計													254			
B 関連社会資本整備事業 (該当なし)																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
									H24	H25	H26	H27	H28			
合計																
C 効果促進事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
									H24	H25	H26	H27	H28			
合計																
番号	一体的に実施することにより期待される効果										備考					
D 社会資本整備円滑化地籍整備事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
									H24	H25	H26	H27	H28			
番号																

(参考様式3)

(参考図面)



はしもとしちいきじゅうたくけいかくだいかいへんこう
橋本市地域住宅計画(第2回変更)

はしもとし
橋本市

平成28年9月

社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 橋本市地域住宅整備計画

事業主体名: 橋本市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60~79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)

地域住宅計画

計画の名称	橋本市地域住宅計画		
都道府県名	和歌山県	作成主体名	橋本市
計画期間	平成 24 年度	～	28 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

本市は、和歌山県の北東端に位置し、北は大阪府、東は奈良県に接しており、和歌山市中心部及び大阪市中心部への距離は直線でもに約40kmである。平成18年3月に橋本市と高野口町が合併し、平成22年10月の国勢調査では人口約6万6千人、世帯数約2万3千世帯となっている。

本市では、平成23年度から24年度にかけて市営住宅長寿命化計画を策定中であり、また、本市の新長期総合計画において、平成29年の人口見通しを67,000人と設定するなか、『時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本』という将来像のもと、今後の住宅政策としては「豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり」の中で「定住促進や地域コミュニティの適切な維持に向けて、事業者と連携して良好な住宅地づくりや入居促進に取り組むとともに、適正な管理等に努めます。」とうたっている。

2. 課題

本市の市営住宅は年々老朽化が進んでいるため、修繕費用のさらなる増加が懸念されており、長寿命化計画に基づいて計画的に長寿命化修繕や用途廃止（除却）を行い、ライフサイクルコストの縮減に努める必要がある。
また、市営住宅入居者の要望等をふまえながら計画的に共用部分のバリアフリー化の推進等、入居者の居住性及び安全性の向上に努める必要がある。

3. 計画の目標

『市営住宅の長寿命化修繕や用途廃止を行い、安全で快適に居住できる住宅環境を実現する。』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値		
			基準年度	目標年度	目標年度	目標年度
市営住宅の長寿命化の割合	%	長寿命化計画に基づく長寿命化修繕完了戸数／市営住宅総戸数	0%	24	15%	28
・長寿命化計画に用途廃止団地と位置づけた団地における用途廃止戸数の割合	%	長寿命化計画に基づく用途廃止完了戸数／市営住宅用途廃止計画対象総戸数	2%	24	10%	28

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

公営住宅整備事業
公営住宅等ストック総合改善事業：長寿命化(外壁塗装等)：105戸
改良住宅ストック総合改善事業：長寿命化(外壁塗装等)：34戸
空き家再生等推進事業(除却)：2戸(不良住宅)

(2) 提案事業の概要

(3) その他(関連事業など)

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業				
事業		事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等ストック総合改善事業		橋本市	105戸	202
改良住宅ストック総合改善事業		橋本市	34戸	50
空き家再生等推進事業(除却)		橋本市	2戸	2
合計				254
提案事業				
事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
合計				0

(参考)関連事業		
事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

特になし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

特になし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

特になし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。